

平成23年第1回（1月）  
農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所

平成23年1月20日(木)

開 会 10時00分 閉 会 10時57分

2. 開催場所 吉富フォーユー会館3階会議室

3. 委員の定数 15名

出席委員数 13名

欠席委員数 1名

欠 員 1名

出席委員の氏名 石丸 茂信、岡 万寿夫、梅林 陟、豊田 和義

和才 直俊、恒成 一治、是木 則幸、H

賀部 正直、矢頭 道雄、瀬口 勝美、若山 善一

是木 輝義

欠席委員の氏名 守口 信義、

4. 議 案

議案第 1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について 2件

議案第 2号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の承認について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

農地法第3条の3第1項の規定による届出について 2件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 赤尾 肇一

事務局職員 赤尾 慎一

## 6. 会議の概要

事務局 委員の皆さんおはようございます  
皆様には何かとお忙しい中、ご出席頂きましてありがとうございます。  
開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 委員の皆さんおはようございます。遅まきながら、明けましておめで  
とうございます。本年もよろしくお願いいたします。ご案内のよう  
に本日23年第1回の農業委員会を開催しましたところ、お忙しい中  
お集まり頂きまして有難うございます。本日は守口委員が欠席であり  
ますが、定数15名、欠員1名、欠席1名であることから、委員13  
名の出席となり総会は成立しています。

本日の付議事項は5条関係が2件、それから、お手元にある農業委  
員会選挙人名簿の承認について、その他報告事項として法18条関係  
と法第3条があります。どうぞ最後までよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事録署名人に梅林 陟委員、豊田 和義委員を  
指名いたします。では議事に移ります。「議案第1号 農地法第5条  
第1項の規定による許可申請書について」事務局説明をお願いいたし  
ます。

### 議案第1号

事務局 「議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書につ  
いて」整理番号1についてご説明いたします。農地法第5条の申請  
による使用賃借権設定による転用です。

1 ページをお開き下さい。申請地は今吉〇〇〇番〇、地目は登記  
簿・現況共に畑、面積149㎡で、所有者・耕作者共に本町のAさ  
んであります。賃借権設定による5条申請で賃貸人がAさんとなり  
ます。申請地は議案2ページ吉富町全図の赤丸で囲んだ箇所が申請  
地となります。詳細な位置は3ページの赤色で彩色した箇所で、4  
ページに地籍図を添付しています。

1 ページに戻ってください。賃借人は、直方市感田〇〇〇〇番地  
の有限会社〇〇〇〇 Bさんで、本件の転用理由並びに事業計画を  
説明いたします。申請地の所在する区域は都市計画のその他区域で、  
申請地は昨年12月27日に農振除外申請が承認された、農業振興  
地域内の農用地区域外農地であります。

転用目的は薬局を建設するもので、有限会社〇〇〇〇が建物を建  
設し、薬局を開業する方に賃借するものです。事業計画は、木造2  
階建ての店舗建築で、建築面積54.09㎡、建ぺい率36.3%  
であります。議案5ページ・6ページに計画図を添付しています。

転用目的の確実性については、見積書並びに金融機関の預金残高  
証明が添付されおり、内容を確認したところ、計画は確実であると  
判断されます。付近農地への被害の有無については、東側は県道に、

北側は農地に接しています。西側と南側は住宅地となっています。

汚水は簡易ろ過により県道側溝へ放流、し尿処理は汲み取りする計画で、排水放流協議書は添付されています。

申請地が目的に使用することが可能か否かについての判断ですが、議案7ページから10ページに農地区分の判定基準を添付しています。なお、他の土地を候補地として探しましたが、他に適地が見つからなかったのと、薬局であることから、病院に出来るだけ近いところである等から、今回の申請地になりました。

転用の可否については、判定手順の第3段階、宅地化の状況が著しい区域に近接し、かつ、農地の広がり10ha未満であることから、農地区分は第2種農地と判断します。以上で説明を終わります。

会 長           ありがとうございます。これは昨年農振除外が出されたのは何時でしたか

事務局           昨年の9月の農振の会議で審議された案件です。

会 長           それでは、地元委員の豊田委員に、申請地の状況など補足説明をいたします。

豊田委員       申請地については、住宅に囲まれた土地であり、地元としては特に問題はないと思います

会 長           整理番号1について事務局並びに豊田委員から申請地の状況並びに補足説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いしますが、何か質疑はありませんか

各委員           質疑なしの声あり

会 長           それでは、議案1号整理番号1につきまして承認することにご異議ございませんか。

各委員           異議なしの声あり

会 長           それでは、次に議案1号整理番号2について事務局説明をお願いいたします。

事務局           整理番号2についてご説明いたします  
農地法第5条の申請による使用貸借権設定による転用です。

1ページをお開き下さい。申請地は広津〇〇〇番〇、地目は登記簿・現況共に田、面積1425㎡で、所有者・耕作者共に本町のC

さんであります。貸借権設定による5条申請で貸人がCさんとなります。申請地は議案10ページ吉富町全図の赤丸で囲んだ箇所が申請地となります。詳細な位置は11ページの赤色で彩色した箇所、12ページに地籍図を添付しています。

1ページに戻ってください。借人は、Dさんで、本件の転用理由並びに事業計画を説明いたします。

申請地の所在する区域は都市計画の第一種住居区域であります。

転用目的はアパートを建設するものです。事業計画は、2階建て12戸で、建築面積435.82m<sup>2</sup>、建ぺい率31.3%であります。議案13ページから16ページに計画図を添付しています。

転用目的の確実性については、見積書並びに金融機関の金融機関融資証明が添付されおり、内容を確認したところ、計画は確実であると判断されます。付近農地への被害の有無については、東側は町道に、北側は町有地に接しています。西側は農地で、南側は県道に接しています。

汚水は現在施工中の下水道工事が完了し、供用開始に併せ接続します。また雨水については東側の水路へ放流します。

排水放流協議書は添付されています。

申請地が目的に使用することが可能か否かについての判断ですが、議案17ページから19ページに農地区分の判定基準を添付しています。判定手順の第2段階、用途区域内にある農地であり、第3種農地と判断されますの。以上で説明を終わります。

会 長            それでは、地元委員の奥家委員に、申請地の状況など補足説明をいたします。

奥家委員        事務局から説明がありましたように、私としては特に問題はないと思います

会 長            委員の皆さん何か質疑ございませんか。

各委員           質疑なしの声あり

会 長            それでは、議案1号整理番号2につきまして承認することにご異議ございませんか。

各委員           異議なしの声あり

会 長            それでは、「議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」の2件については、地元としてはやむを得ないということであり、議案第1号については承認することにご異議はございませんか。

各委員 異議なしの声あり

議案第2号  
会 長

では次に「議案第2号、農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の承認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

農業委員会委員選挙の選挙人名簿の調製については、農業委員会等に関する法律施行令第3条により、農業委員会委員の選挙権を有する者は毎年1月1日現在により申請書を農業委員会を經由して選挙管理委員会に提出し、施行令第3条第2項の規定により、農業委員会が審査、判断を行う、となっておりますので、本委員会の承認を求めるものであります。

会 長

事務局より説明がありました。  
選挙人名簿登載申請書について地元委員さんのお手元にありますので、見ていただきたいと思えます。

各委員

各委員選挙人名簿の点検作業

奥家委員

同居せずとしているのは間違いないのか

事務局

戸籍を確認したところ、世帯は別となっていることから、その様な処理を行っています。

会 長

まだ点検作業中の委員の皆さんもおられますが、総括的に何か質問用はございませんか。  
特に今年は改選の年に当たります。

和才委員

選挙人名簿に書く面積は台帳面積で良いのではないか、耕作面積は畦畔を除いた面積で、どちらが良いのか聞かれたんだけど、どちらか正解なのか

事務局

生産組合長を通じて何年かに一度耕作台帳の写しをそれぞれの農家に配布していますが、その間に農地の移動があり、今現在の面積とお持ちの耕作台帳の面積に違いがある農家もあると思えます。  
その関係で、農家を書いた面積と事務局がチェックした面積に違いがあるとか、利用権等で農地の権利移動がされているが、所有農地として書いている方もいますので、そこら当りの説明があれば違った結果になったのかもしれない。

和才委員 正解は、農地を貸し借りしているときは、実際に耕作をしている農地の台帳面積でいいんですね、たとえば1町持っていても、貸していれば選挙人名簿は出さなくていいんですか？

事務局 選挙人名簿の裏側に書いているように、1反以上の農地につき耕作の業務を営む者とされていることから、耕作地がない農家は提出の必要はないと考えますが、生産組合長が各農家に配布し、それぞれの農家で判断されて提出して頂ければと思います。

石丸委員 地元の生産組合の小組合長をしていた時に、1反ないところや、賃貸で農地を全部貸している農家には用紙を持って行かなかつたりり。

和才委員 出すのか出さないのか分からない時は提出すれば良いですね

事務局 その様に言ってください。

瀬口委員 名簿に記載されている名前は耕作者ですか？農地を貸している人は選挙権はないの？

事務局 名簿の裏側に記載があるように、1反以上の農地につき耕作の業務を営むもの、又はその耕作の業務を営む者の同居の親族又はその配偶者で1年間の耕作従事日数がおおむね60日以上の人について記載し、その名簿に記載された人が選挙権を有する者とされます。

瀬口委員 それじゃ、年々減ってくることも考えられるね。

矢頭委員 耕作日数が60日以上となったら、田んぼが減る、昔みたいに人手があまり要らなくなってきて、名簿の人数も減ってくる。

和才委員 借りている農家と貸している農家が出せば二重になるからそんなことは出来ない。

事務局 耕作台帳は農地の移動等があればその都度修正しますので、2重になることはありません。

石丸委員 今はほとんどが賃貸契約を結んで農地の貸し借りをしているけど、昔は今のよういきちつとしていなかったところがあった。

会 長 段々よくなりました。昔はそんなケースばかりだったけど、だけど年々なくなった。今は役場から賃貸借関係の文書が出てたけどを、安心して農地の貸し借りが出来る

石丸委員 昔は貸したら帰って来ないとか、お金をやらんと帰って来ないとか、そんな心配をしなくて良くなった。

事務局 今の利用権の制度は安心して農地の貸し借りが出来、期間が満了すれば必ず農地は帰ってくると言った制度が皆さんに知って頂けたからだと思います。

委員の皆さんには、まだまだ町内には作物が作付けされていない不作付け地、遊休農地がたくさんありますので、機会あるごとに、利用権と言う制度をPRお願いします。不作付け地や遊休農地がそのまま放置され、荒廃地、耕作放棄地とならないようにしていかなければなりません。委員の皆さんにはどうかよろしくお願いします。

恒成委員 選挙人名簿と耕作台帳の面積にかなり違いがあるところがあるが、これはどうして？

事務局 先ほども説明しましたように、耕作台帳の写しは数年に一度である関係から、現在の台帳面積と違う結果になったのではないかと思います。農地の移動等があった場合は速やかに台帳の修正を行いますので、選挙人名簿の右側に書いている面積が今現在の台帳面積で間違いありません。

瀬口委員 農地を沢山持っている人に権利がないのはおかしいけど、実際に耕作してなければしょうがないのかな

事務局 選挙人名簿の裏側に書いているような要件となっている関係からそう言うこととなります。

会 長 それでは「議案第2号、農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の承認について」は承認することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし

会 長 では、議案第2号に関しましては承認することと決めます。次に報告事項「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。事務局より内容の説明をお願いいたします。

報告事項  
事務局

今月は1件提出されています。議案21ページをお開き下さい。広津〇〇〇〇番〇、地目は田、面積1,035m<sup>2</sup>、賃貸人はEさん、賃借人はFさんです。合意解約が成立した日は平成22年12月14日、農地引渡し日は同じく平成22年12月14日です。解約の

理由は、賃借人が体調を崩し、引き続きの耕作が出来なくなった為です。以上で説明終わります

次に「農地法第3の3第1項の規定による届出について」説明いたします。22ページをお開き下さい。整理番号1について説明します。平成22年12月10日付けで受理した、本町土屋のGさんからの届出の農地について一覧表をご確認ください。

権利を取得した日は平成23年12月10日、取得した権利の種類は所有権であります。農業委員会による斡旋等の希望については無い旨の届出がされております。

次に整理番号2について説明いたします。

平成22年12月13日付けで受理した、本町小犬丸のHさんからの届出です。一覧表をご確認ください。

権利を取得した日は平成22年9月16日、取得した権利は所有権であり、農業委員会による斡旋等の希望については、今後も自ら耕作を行うとの事であり希望はないとのことであります。

以上で報告終わります。

会 長 事務局より説明がありました。この件に関しましては、報告事項ということですが、皆様方よりなにか質疑はございますか。

各委員 質疑なしの声あり

会 長 それでは、本日の議事は全て終了しました。事務局からその他何かございますか？

事務局 次回の委員会の日程ですが、定例日は10日となりますので、2月10日で如何いたしましょうか

各委員 異議なし

会 長 それでは来月の総会は2月10日とします。それでは、これもちまして委員会を終了いたします。皆様、お疲れ様でした。

10時57分 閉会